

建築基準法第 55 条第 3 項第 2 号許可に関する建築審査会包括同意基準

平成 21 年 8 月 25 日 長崎市建築審査会同意
(平成 24 年 11 月 1 日改正)

第 1 条 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 55 条第 3 項第 2 号に規定する許可に際し、一定の基準を満たす建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第 2 条 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、個々の案件について既に建築審査会が同意したもの（以下「包括同意」という。）とし、許可することができる。

第 3 条 適用の範囲

学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）の高さの制限の許可について適用する。

第 4 条 基準

既存建築物（法第 55 条第 3 項第 2 号の許可を得た建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 55 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物。）の増築、改築及び移転（以下「増築等」という。）で、次のすべてを満たすものとする。

当該増築等に係る部分の高さが 10m 以下であること。

既存建築物の法第 56 条の 2 第 1 項による等時間日影の領域に対し、敷地の外に生じる等時間日影の領域が増大しないこと。

第 5 条 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をしたときは速やかに建築審査会に、その内容を報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

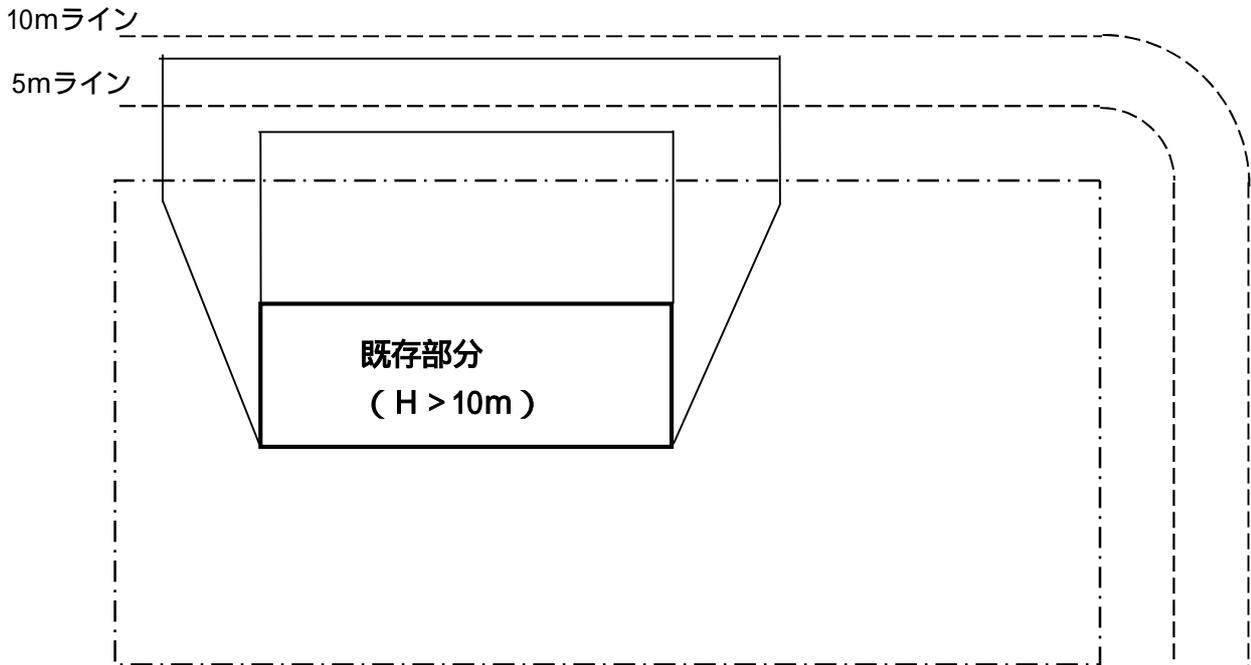
この基準は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

「等時間日影」とは、時刻日影をもとに同じ時間だけ日影になる点を結んだものをいう。

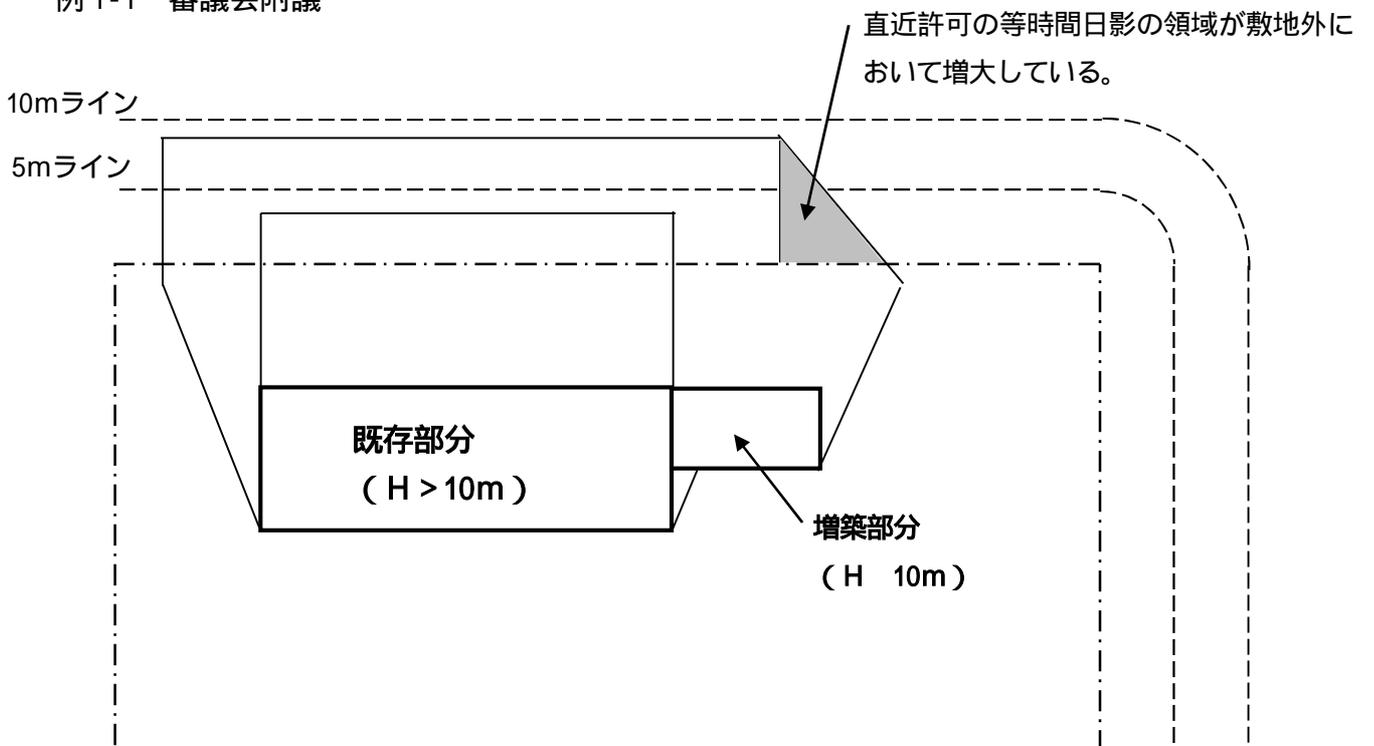
「時刻日影」とは、冬至日の真太陽時における午前 8 時から午後 4 時までの 1 時間毎の日影をいう。

《イメージ図》

直近の許可の日影（既存）



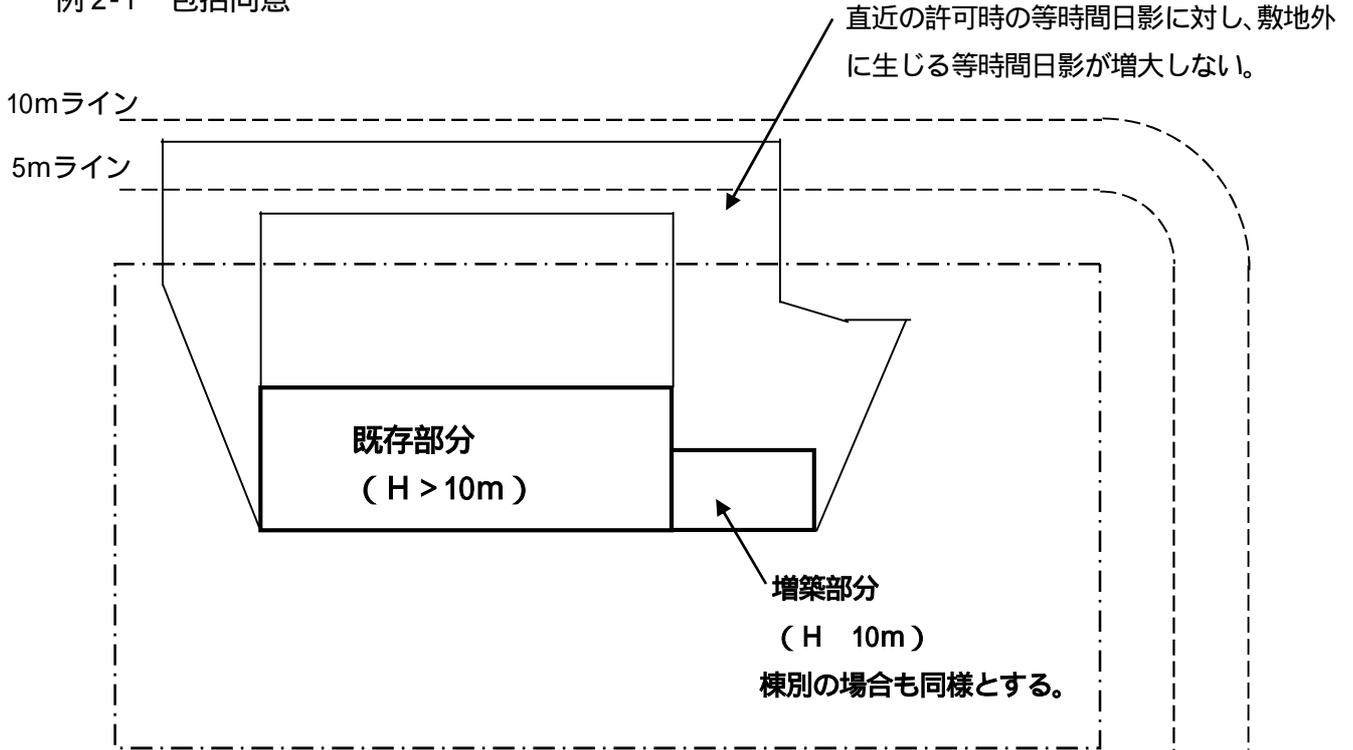
例 1-1 審議会附議



例 1-2 審議会附議

増築部分の高さが、10mを超える場合は、審議会附議の取り扱いとする。

例 2-1 包括同意



例 2-2 許可不要

